

都議会のあり方検討会検討結果
(第二次報告)

平成25年5月27日
都議会のあり方検討会

1 会期の見直しについて

(1) 検討経過

都議会のあり方検討会（以下「検討会」という。）は、二元代表制の一翼を担う議会の機能を強化し、議会が災害時などの緊急事態にも迅速に対応できるようにするため、年間の定例会の招集回数を少なくし、一定例会当たりの会期日数を増やす、いわゆる「通年議会」のような議会のあり方について、今後引き続き具体的に検討する旨の第一次検討結果を平成24年6月19日に取りまとめた。

この間の国の動きとして、現行の定例会と臨時会による議会運営の方式に加え、通年を会期とし、定例日を条例で定めて会議を開く方式も可能とすることなどを内容とする地方自治法（以下「自治法」という。）の一部改正法が第180回通常国会で可決成立し、平成24年9月5日に公布・施行されている。

検討会は、このような国での動きを注視するとともに、会期の見直しを行った他団体の議会の状況を調べ、会期見直しの必要性、年間の審議スケジュール、見直しによる影響とその対応、見直しによる成果等を調査した。また、都議会で、仮に実施する場合の課題と対応策等についても検討を行った。

更に、他団体の事例調査のため、三重県（議会・執行機関双方）への視察を実施し、会期見直しの背景・経緯、年間の審議スケジュールの決め方、見直しのメリット・デメリット、マスコミ・県民等の反応などについて、具体的に調査・検討を行った。

(2) 検討結果

ア 「通年議会」導入について

調査・検討の結果、都議会においても、年間の定例会の回数を1回（都議会議員の一般選挙が実施される年は2回）とし、会期を概ね1年間とする「通年議会」の導入に向けて検討すべきであるとの結論に達した。

これにより、知事の招集手続等を経ずに、随時、本会議・委員会を

開催することができる。また、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合機動的・弾力的に対応できるため、知事の専決処分が少なくなり、議会で審議できる案件が多くなるなど、議会活動を充実させることが可能となる。

しかしながら、通年の会期を設定する場合、議員が議会の本会議、委員会等での活動以外に日常において広範に行っている活動（政治活動、調査研究活動、情報収集活動、政策立案活動、広報・広聴活動等）や、執行機関の業務運営に支障を及ぼさないよう十分配慮する必要がある。

そこで、会期の中に現行の定例会の期間に相当する本会議、委員会等を集中的に開催し審議する期間（いわゆる「集中審議期間」）を設定し、メリハリのある審議を行うものとし、集中審議期間は、現行の年4回制と概ね同様の時期（2月～3月、6月、9月、12月）に現行と同程度の審議期間を確保するのが適当である。

集中審議期間以外の期間は原則休会日とするが、例えば災害等の対応など審議が必要とされる場合には、本会議、委員会等を柔軟に開催するものとする。

会期が長期化することから、本会議・委員会開催日等の年間議事予定を、事前に執行機関と十分に調整の上、議会運営委員会で決定すべきである。

なお、会期については、年度末の法令改正に伴う条例改正案の審議等を考慮し、年度ではなく暦年で区切り、平年においては、始期を1月又は2月、終期を12月とすることが適当である。（都議会議員の一般選挙が行われる年は、選挙日の前後が閉会期間となる。）

イ 実施に向けての課題整理

通年議会を実施するに当たって様々な課題が挙げられるが、関係法令の解釈・考え方、既に導入している他団体の事例等を参考に、概ね次のように方向性を整理した。

- 集中審議期間以外の休会期間において、突発的事件、緊急の行政課題などの審議等の必要が生じ、緊急に会議を開催する場合は、あらかじめ各会派間の協議を経て、議会運営委員会の決定により、又は、議員の定数の一定数以上の者から要求があったときに議会運営委員会の決定を経て、議長は会議を開催するものとする。
- 基本的に議長が会議の開閉をすることとなるが、特に集中審議期間以外の休会期間中に、知事側から審議の必要を認めて開議を請求した場合は、類似の規定である自治法第102条の2第7項の規定を参考に、議長は7日以内に会議を開催するものとする。
- 集中審議期間以外の休会期間中に、審議等を必要とする案件が随時提案される可能性もあることから、議員が、休会期間中1週間以上、都内を離れる場合には、あらかじめ期間及び連絡先を議長あて報告するなどのルールを定めるものとする。
- 従来、閉会中議長決定とされている案件は、集中審議期間以外の休会期間中においては、次のように取り扱うものとする。
 - なお、閉会期間中は、従来どおり議長決定とする。
 - <協議又は調整を行う場の設置、議員派遣>
 - ・原則本会議を開会して議決するものとし、緊急を要する場合は議長決定とする。
 - <副議長又は議員の辞職、学識経験者等の専門的知見の活用>
 - ・必ず本会議を開会して議決するものとする。
- 通年議会の場合、自治法第179条第1項に規定する「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という長の専決処分の要件を適用することがなくなると見込まれる。
 - 従来この要件を適用し専決処分していた案件（例：年度末の法

令改正に伴う条例改正)は、原則として本会議を開会して議決することとなるが、審議方法等は、執行機関と十分に調整の上、個別案件に応じて適切に対応するものとする。

なお、この場合、年度末の法令改正に対応するため集中審議期間を年度末(3月31日)まで設定することや、別途緊急に会議を開催することなどが考えられる。

- 都議会会議規則第16条は、一度議決した事件は同一会期中に再び議題として取り上げて審議や議決を行うことはできないという「一事不再議」の原則を規定している。

この原則を基本的には尊重しつつ、会期の長期化により、当初の議決の際に前提とされた事情が変更することも考えられることから、その場合新たな議決を認めるものとする。

なお、事情変更の認定については、議会運営委員会で事例ごとに判断するものとする。

- 現在、付託を受けた議会の次回の定例会までに審査することとしている請願・陳情について、次のように見直すものとする。

- ・ 委員会付託時期は、集中審議期間の最終日の前日の正午までに受理したものは、当該集中審議期間において付託する。また、集中審議期間以外に緊急に会議が開催される場合、委員会付託時期については同様の取扱いとする。

- ・ 審査期限は、次回の集中審議期間までとする。ただし、集中審議期間以外の緊急の会議において付託されたものは、次々回の集中審議期間までとする。

- 現在、「会期中に限り」可能とされている発言の訂正・取消しの期限や、会議録の発行時期については、議会での発言内容を早期に確定させる観点から、次のように見直すものとする。

- ・ 発言の訂正・取消しは、当該集中審議期間中に限る。

- ・会議録発行時期は、集中審議期間ごとに発行する。
 - ・集中審議期間以外に緊急に会議を開催する場合も、上記と同様の取扱いとする。
- 議会に出席する説明員については、原則として説明員全員の出席を求め、欠席の申し出があった場合に個別に対応するものとする。
- ただし、通年議会の導入に併せて、議会の構成等に関する議事のみの場合や、説明員全員が出席することが難しいことも想定される緊急の会議の際は、執行機関の業務運営に支障を来たさないよう、対応するルールを検討するものとする。
- 委員の選任その他委員会に関する規定を、次のように見直すものとする。
- ・各委員の選任は議長の指名とする。
 - ・常任委員の所属変更、各委員の辞任は議長の許可とする。
 - ・上記について、次の本会議で報告するものとする。
- 集中審議期間以外の休会期間における委員会開催曜日は、従来の閉会期間中と同様とする。
- 文書質問・一般質問の取扱いについては、次のように見直すものとする。
- ・文書質問が提出できる期間は、集中審議期間中とする。
 - ・一般質問を行った議員は、当該集中審議期間中に文書質問を行わないものとする。
- 地方公営企業法第30条第4項で、公営企業会計決算は、遅くとも当該事業年度終了後3か月を経過した後に最初に招集される定例会の認定に付さなければならない旨規定しているが、通年議

会の場合、翌年に決算を提出することが可能となるため、現行と同時期に議会に提出することを執行機関と申し合わせるものとする。

具体的には、当該事業年度終了後3か月経過後の最初の集中審議期間に議会の認定に付するものとする。

- 集中審議期間以外の緊急の会議開催等の理由で、議会関係経費が増える可能性があるが、極力増加を抑制するものとする（費用弁償、広報経費、会議録経費等の見直し）。

ウ 導入時期

以上の方向性を踏まえ、更に内容を精査した上で、平成26年以降のできるだけ早い時期の実施に向けて検討すべきである。

なお、円滑な実施に向けては、執行機関と十分に調整を行う必要がある。

2 行政計画等を議決事件に追加することについて

(1) 検討経過

検討会は、第一次検討結果の中で、議会機能の強化の観点から、会期の見直しと併せて、都の行政計画等を自治法第96条第2項の規定に基づき、条例で議決事件として追加指定することについて、引き続き検討する旨取りまとめた。

これを受け、検討会では、道府県レベルでの議決事件追加の条例制定状況を調べ、具体的には、議決対象となる計画、計画の中で議決対象となる項目、対象となる計画の年数規定、法令の規定により策定される計画の議決状況等を調査した。

また、他団体の事例調査のため、福井県及び三重県（議会・執行機関双方）への視察を実施し、計画等を議決の対象とした背景・経緯、議決対象の設定理由、計画策定プロセス、議会審議の状況、議決のメリット・デメリット、マスコミ・県民等の反応などについて、具体的に調

査・検討を行った。

(2) 検討結果

以上の調査・検討を踏まえ、行政計画等を議決事件に追加することについては、都の計画も多種多様であることから、議決対象を精査・協議した上で実施すべきとの意見、様々な課題があり現時点では時期尚早であるとの意見、議決自体に反対との意見など様々な意見が出された。

最終的に本件については、都議会として今後も引き続き検討するべきであるということで意見が一致した。

＜参考資料＞

【福井県、三重県視察報告】

都議会のあり方検討会は、検討会における議論の参考とするため、会期日数の見直し及び行政計画等の議決事件への追加について、実施事例のある自治体（福井県、三重県）への調査を行った。

なお、調査は両県とも、調査事項を事前連絡の上、議会・執行機関の双方からの資料提供・説明、各委員からのヒアリング・意見交換の形で実施した。

1 視察概要

(1) 日程

平成24年10月23日（火）・24日（水）

(2) 調査先

福井県（行政計画等の議決事件への追加）

三重県（会期日数の見直し、行政計画等の議決事件への追加）

(3) 参加委員

座長	大沢 昇	都議会民主党
委員	増子博樹	都議会民主党
委員	今村るか	都議会民主党
委員	吉野利明	東京都議会自由民主党
委員	川井しげお	東京都議会自由民主党
委員	長橋桂一	都議会公明党
委員	東村邦浩	都議会公明党
委員	清水ひで子	日本共産党東京都議会議員団
委員	星 ひろ子	都議会生活者ネットワーク・みらい

2 調査結果

(1) 主な調査事項

【福井県】

◇「福井県民の将来ビジョン」の策定・審議・議決について

ア 計画等を議決の対象とすることについて

- ・制度導入の背景、経緯（会派・議員、執行機関の意見等）
- ・議決の対象を総合的な計画に限定した理由
- イ 「福井県民の将来ビジョン」に係る策定プロセス
 - ・執行機関の内部調整や議会サイドとの調整等
- ウ 「福井県民の将来ビジョン」策定に係る議会審議の状況
 - ・全体のスケジュール
 - ・審議の方式・内容（付託先常任委員会、委員会や本会議での質疑状況等）
- エ 制度導入のメリット、デメリット
- オ マスコミ・県民等の反応

【三重県】

- ◇定例会年2回制の実施状況について
- ◇通年議会導入（平成25年1月～）について
- ◇総合的計画、分野別計画の策定・審議・議決について
 - ア 会期日数の見直し
 - ① 年2回制の導入について
 - ・制度導入の背景、経緯（会派・議員、執行機関の意見等）
 - ② 年間のスケジュール（予算、決算及びその他の議案に係る執行機関内部調整と議会サイドとの調整、定例会、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等）
 - ③ 年4回制時との比較（総会期日数、定例会・臨時会の開催日数、委員会の開催日数、議決議案数）
 - ④ 年2回制のメリット、デメリット
 - ⑤ 年2回制の影響とその対応について
 - ・一事不再議の原則に対する考え方について
 - ・議会関係経費（本会議、委員会の開催経費、費用弁償等）
 - ・執行機関の業務遂行（知事等の出席義務等）
 - ⑥ マスコミ・県民等の反応
 - ⑦ 通年議会を導入する背景、経緯、理由等

イ 総合的計画、分野別計画の策定・審議・議決について

① 制度導入について

- ・制度導入の背景、経緯（会派・議員、執行機関の意見等）

② 総合的な計画、分野別計画の策定プロセス

- ・執行機関内部の調整、議会サイドとの調整等

③ 総合的計画、分野別計画各々の策定に係る議会審議の状況

- ・全体のスケジュール

- ・審議の方式・内容（付託先常任委員会、委員会や本会議での質疑状況等）

④ 制度導入のメリット、デメリット

⑤ マスコミ・県民等の反応

(2) 調査結果概要

【福井県】

ア 行政計画等の議決事件への追加

議会	執行機関
<ul style="list-style-type: none"> ○メリット・デメリット等 <ul style="list-style-type: none"> ・県民ニーズを反映できる。 ・議員の指摘により項目等の抜け落ちを防げる。 ・議決したことに伴い、議会としての県民への説明責任が生じる。 ○以下を契機に条例制定 <ul style="list-style-type: none"> ・会派分裂による新会派の設立 ・策定段階の議員関与の必要性 ○他の議案も適宜説明を行っているため、執行機関の負担増はないと考える。 ○長期計画はあまり必要ないとの現知事の意向から、「福井県民の将来ビジョン」を作成することとなった。 ○ビジョンは、従来の行政計画の枠組みにおける基本構想に近い。 ○議会の意見でビジョンの骨格が変更されたことはこれまでない。 ○マスコミからは、制度導入について新聞等で大きく取り上げられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○議決対象については、議会と執行機関との関係等に配慮し、議会と十分議論して決めた。 ○議決対象となるのを避けるため、計画期間3年超の計画を作らないということは行っていない。 ○「福井県民の将来ビジョン」は、長期構想の中の理念の部分に近いものとした（細かい変更についての議決を避けるため）。 ○ビジョンについて、今後、議決対象となるような変更は想定していない。 ○ビジョンの策定にあたっては、骨格の作成から4段階に渡り議員が関与した。

【三重県】

ア 会期日数の見直し

議会	執行機関
<ul style="list-style-type: none"> ○メリット・デメリット等 <ul style="list-style-type: none"> ・議会自らの判断・責任における開催 ・災害時等における機動的かつ的確な開催 ・丁寧な条例・政策作り、住民参加の機会確保（参考人招致、公聴会開催等） ・専決処分減少による審議議案の増加 ・議会費の増加（年4回制→2回制） 	<ul style="list-style-type: none"> ○メリット・デメリット等 <ul style="list-style-type: none"> ・機動的・弾力的な議会運営が可能 ・十分な審議期間の確保 ・議案等の提出・受理等を行える期間の長期化 ・本会議、委員会等の開催回数の増加（経費増加等） ・閉会中の期間の減少（地域での議員活動時間の減少等） ・一事不再議期間の長期化等 ○最大の影響は専決処分の減少

<p>で年600万円増) ※海外調査、費用弁償の見直し等で抑制 ・職員負担の増大 ○年間議事予定は年4回制の日程を基礎 ○開催日数は本会議で微増、委員会は大幅増 ○委員会開催日数の増加要因 ・運営方法の変更（部局別審議へ変更） ・参考人招致等の増加 ○地域活動が制限されるとの心配もあったが、実施すると年2回制の方がバランスがよいとの意見が多く、実際に踏み出すと大きな支障にならない。 ○通年議会導入の理由は災害時対応の必要性から（東日本大震災が契機） ○マスコミ・県民等からは、改革熱心であるとの好意的な反応</p>	<p>○議会側から以下の点について配慮を受けている。 ・職員の出席義務の緩和 ・年間スケジュールについての協議 ・経費抑制</p>
---	--

イ 行政計画等の議決事件への追加

議会	執行機関
<p>○メリット・デメリット等 ・議会においては、より真剣な審議が行われる。 ・執行機関においては、緊張感のある計画策定が期待できる。 ・計画に意見を反映させ、一定の責任を負うことで議会の役割を果たせる。 ・計画に対し議会と執行機関が共同責任を負う。 ○短期の計画が多発したため、議決対象とする計画を5年超とする限定を外した（平成22年改正）。それ以外の議案の出し方に変化はない。 ○議決対象とするかは執行機関と調整して決定している。 ○議会は、素案作りからではなく、素案が出来上がった段階から関わる。</p>	<p>○他の議案も適宜説明を入れており、影響は大きくない。 ○（計画策定において）議会の意見を無視できなくなった部分はある。 ○素案に意図的に変更の余地を設ける等の対応はしていない。 ○議会からの意見はなるべく反映させるよう努めている。</p>

